

尾張旭市後付け安全運転支援装置設置費補助金「Q&A」

番号	質問	回答
1	安全運転装置を設置したい場合はどうしたらいいですか。	市民活動課交通防犯係へお問い合わせください。 設置可能な取扱事業者をご紹介します。また手続き方法をご案内します。
2	申請の受付はいつからいつまでですか。	申請受付の開始は令和2年7月1日（水）から、受付終了は令和3年3月1日（月）までです。申請書の受付は市役所市民活動課で、郵送での申請は認めていません。
3	いつ購入した装置が対象になりますか。	令和2年4月1日（水）から令和3年3月1日（月）までに購入・設置した安全運転支援装置が補助対象になります。
4	設置後、申請期限はありますか。	装置を設置してから90日以内、もしくは令和3年3月1日（月）のいずれか早い日までに申請してください。 ただし、令和2年4月1日から6月30日までの間に設置した場合は令和2年9月30日（水）が申請期限です。
5	申請書類はどこでもらえますか。	尾張旭市市役所市民活動課窓口で配布するほか、市ホームページから印刷することができます。
6	申請書は代理の方に提出してもらってもいいですか。	申請書は代理の方に提出いただいても結構です。その場合は委任状（様式はホームページにあります）をお持ちください。郵送での申請は受け付けていません。
7	同一名義で2台所有していますが、2台とも補助金の対象になりますか。	補助金の交付はおひとり1回（1台）限りです。同じ方が2回以上申請することはできません。
8	軽トラックに安全運転装置を設置したいのですが対象になりますか。	貨物車も対象になります。非営利で使用する「自家用」の自動車であれば、車検証の「用途」欄の「乗用」と「貨物」の区別はありません。 ただし、年式、車種によっては設置ができない場合がありますので、取扱事業者へお問い合わせください。

尾張旭市後付け安全運転支援装置設置費補助金「Q&A」

番号	質問	回答
9	主に65歳以上の者が運転していますが、自営する会社名義の自動車は対象になりますか。	対象にはなりません。 車検証の「自家用・事業用の別」欄が「自家用」となっていること、誓約書に記載したとおり「個人使用の自家用車であること」が条件です。
10	車検証の所有者または使用者が申請者本人ではありませんが対象ですか。	車検証の使用者の欄は、申請者本人でなければ対象になりません。所有者は、申請者本人でなくても結構です。
11	対象年齢は何歳以上ですか。	令和3年3月31日現在で65歳以上の方（昭和31年4月1日以前生まれの方）が対象となります。
12	補助金の算出方法や補助金額の上限を教えてください。また、装置の設置に伴い、故障が見つかった場合の修理費は補助対象になりますか。	補助金額は、安全運転支援装置本体代金、部品代、取付工賃の経費のうち、国の補助金額を控除した額（店頭支払額）に4/5を乗じた金額（千円未満切り捨て）となります。障害物検知機能付きは上限32,000円、検知機能なしは上限16,000円です。また、設置に際して行った修理箇所の修理費、改造費は補助対象経費に認めません。
13	取付けを行う事業者は尾張旭市内の事業者のみが対象ですか。	一般社団法人次世代自動車振興センターが「後付け装置取扱事業者」として認定し、かつ愛知県内の事業者であれば問題ありません。下記のアドレスから確認してください。
14	一般社団法人次世代自動車振興センターのアドレスを教えてください。	<a href="http://www.cev-pc.or.jp/support-car/atoduke-souchi.html#no01">http://www.cev-pc.or.jp/support-car/atoduke-souchi.html#no01</a>

尾張旭市後付け安全運転支援装置設置費補助金「Q&A」

番号	質問	回答
15	誓約書の裏面に市税の未納がないこととありますが、補助対象となる自動車税を納税していればいいですか。	市税全般であり、固定資産税、市民税なども含まれます。対象自動車の自動車税を納税したことが分かる納税通知書（証明書）をお持ちください。
16	未納がないことを証明する書類は必要ですか。	市税については必要に応じて納付状況を確認します。自動車税（県税）については領収印が押印してある納税通知書(令和2年分)をお持ちください。
17	安全運転支援装置設置し補助金の交付を受けた後、すぐに自動車を売却したり、取り外すことは認められますか。	補助金を受けた安全運転支援装置は転売は認められません。補助金申請書の裏面に誓約いただく事項があり、誓約事項を遵守することを除名した方が補助対象者になります。誓約事項に違反した場合は、補助金を返還していただく場合があります。
18	設置事業者が発行する領収書の宛名が本人ではなく、家族の場合でもみとめられるか。	領収書の宛名は本人としてください。 ただし家族等の本人以外の領収書である場合は、本人の署名を付した理由書を作成し提出してください。
19	申請してから、どのくらいで補助金を受け取ることができますか。	手続きを簡略化するため、申請書と同時に「請求書」を提出してもらいます。申請及び請求日からおよそ1カ月程度での振り込みを予定しております。ただし、書類に不備があった場合は、書類が整ってから1か月ほどかかります。
20	補助金は現金でも受け取ることができますか。	補助金の受け取り方法は、申請者本人名義の口座振込のみとなります。現金受け取りはできません。